

岡崎市創業資金保証料補助金交付規程

制定平成23年4月1日

改正平成24年4月1日

(補助金の交付)

第1条 市は、創業する者又は創業後間もない者に対し、新事業の創出を図り、もって市内の商工業の振興に資するため、予算の範囲内において岡崎市創業資金保証料補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この規程において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に該当する者をいう。

2 この規程において「創業資金」とは、愛知県の中小企業向け融資制度である経済環境適応資金創業等支援資金を利用し、新規開業又は開業後間もない中小企業者の事業の活動に必要な資金で愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証を付したものをいう。

3 この規程において「保証料」とは、協会が徴収する信用保証料をいう。

(規則との関係)

第3条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

(申請者の資格)

第4条 補助金の交付を申請することができる者は、中小企業者であって、愛知県経済環境適応資金融資制度要綱（平成13年4月1日制定。以下「要綱」という。）に規定する創業等支援資金の融資を受けた者で、市内に住所又は本店（商業登記法（昭和38年法律第125号）第17条第2項に規定する「本店」をいう。）を有し、市内に主たる事務所又は事業所を有するものとし、次の各号に定める要件を備えたものとする。ただし、同一年度の申請は1回限りとする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 創業により会社を設立する場合は、当該会社の代表者となること。この場合において、代表者は、前号に規定する要件を備えるものであること。
- (3) 市内において中小企業者となること。
- (4) 創業に係る経営資源を有していること。
- (5) 創業に係る業種に属する事業が許認可等を必要とする場合にあつては、当該許認可等を取得していること又は取得が確実であると認められること。
- (6) 市税等を完納していること。

(補助金の対象)

第5条 補助金は、創業資金の融資に係る保証料（融資実行の際の保証料に限る。）に対して交付する。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条の保証料の額に100分の80を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算定した額が20万円を超えるときは、20万円とする。

3 第1項の規定により算定した額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

（交付申請書）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、取扱金融機関から融資を受けた後60日以内に、規則第5条の規定による市費補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 協会が発行する信用保証書の写し

(2) 取扱金融機関が発行する貸付実行通知書

(3) 信用保証委託申込書の写し

(4) 創業等支援資金に係る創業計画書（要綱様式第20）

(5) 納税証明書

(6) 第4条第2号に該当する場合においては、代表者の納税証明書

（実績報告書）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、規則第10条の規定による市費補助金等実績報告書に、取扱金融機関が保証料の支払いをした旨を証する書類を添え、市長に提出しなければならない。

（適用除外）

第9条 補助金の交付を受けた者が、その後借入金の返済期間の延長を行った場合においては、新たに必要となった保証料については補助の対象としない。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規定は、平成24年4月1日以後に融資を実行した創業資金に係る保証料について適用し、同日前に融資を実行した創業資金に係る保証料については、なお従前の例による。